庁名　山口地方裁判所本庁・管内支部

郵便切手及び予納金一覧（令和8年5月21日～）

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手合計額	予納金	備　考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
民事調停	民事調停						7				7	9	1000円		相手方が1名増すごとに280円分を追加 （内訳） 110円2枚、20円2枚、10円2枚
民事執行	担保不動産競売申立て	20						50	20		20	40	16800円	原則として50万円（物件の数や規模に応じて増額することがあります。）	
	強制競売申立て	20						50	20		20	40	16800円	原則として50万円（物件の数や規模に応じて増額することがあります。）	
	債務名義に基づく債権差押え	5						6	2	2		4	3320円		※令和7年11月1日以降に受理した事件につき、配達日指定上申に対応しない運用に変更しました。 左は、債権者、債務者及び第三債務者が各1名で、かつ、陳述催告の申立てを行う場合の例。 第三債務者が1名増えるごとに1990円（500円×3、100円×3、50円×2、40円×2、10円×1）を、債務者が1名増えるごとに1220円（500円×2、100円×2、20円×1）を追加してください。
	養育費等に基づく債権差押え	5						6	2	2		4	3320円		※令和7年11月1日以降に受理した事件につき、配達日指定上申に対応しない運用に変更しました。 左は、債権者、債務者及び第三債務者が各1名で、かつ、陳述催告の申立てを行う場合の例。 第三債務者が1名増えるごとに1990円（500円×3、100円×3、50円×2、40円×2、10円×1）を追加してください。
	財産開示	8						15	10		10	10	6300円		
	情報取得（預貯金）	2						10	2		5	5	2250円	第三者1名につき2000円	第三者が1名増えるごとに1360円（500円×2、100円×2、50円×2、20円×2、10円×2）を追加してください。
	情報取得（不動産）	8						15	4		10	10	6000円		
	情報取得（勤務先）	8						15	4		10	10	6000円		第三者が1名増えるごとに1500円（500円×2、100円×3、50円×2、20円×4、10円×2）を追加してください。
保全	債権仮差押	7			1		6		1	1			4430円		第三債務者が1名の場合
	不動産仮差押・仮処分（処分禁止）	6					4		2	2			3620円		登記所が1か所の場合
	不動産仮処分（占有移転禁止）	6					4		2	2			3620円		登記所が1か所の場合
保護命令	保護命令	3					10					10	2700円		
労働審判	労働審判	5						10				15	3650円	4000円 （※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。）	<郵便切手> 相手方が1名増すごとに1220円分を追加 （郵便切手内訳） 500円2枚、110円2枚 <予納金> 相手方が1名増すごとに1500円追加 ※現金納付する場合は、申立書提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、山口地裁会計課まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。

庁名　山口地方裁判所本庁・管内支部

破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料（収入印紙）	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
同廃	本人申立て	1500円	110円×（債権者数+5）	左記のとおり	1万3046円 （官報公告費用）	郵便切手とは別に用意する ①申立人宛の宛名ラベルシール×3枚 ②債権者宛の宛名ラベルシール×1枚
	代理人申立て					
管財	個人	1500円（免責許可の申立て分を含む）	110円×（債権者数+30）	左記のとおり	最低20万円からですが、事案によりますので、お問い合わせください。	郵便切手とは別に用意する ①申立人宛の宛名ラベルシール×3枚 ②債権者宛の宛名ラベルシール×1枚
	法人	1000円	110円×（債権者数+30）	左記のとおり	最低50万円からですが、事案によりますので、お問い合わせください。	
	債権者申立て	2万円	1220円×2+110円×（債権者数+30）	左記のとおり	個人は最低70万円からで、法人は最低150万円からですが、事案によりますので、お問い合わせください。	
	免責許可の申立て	500円	お問い合わせください。	お問い合わせください。	8646円 （官報公告費用）	破産手続開始を債権者が申し立てた場合

再生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料（収入印紙）	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
個人再生		1万円	180円×1+110円×（債権者数×2+10）	左記のとおり	1万5120円（官報公告費用） （事案により個人再生委員を選任する場合があります。その場合は、これに加えて15万円から30万円必要です。）	郵便切手とは別に用意する ①申立人宛の宛名ラベルシール×3枚 ②債権者宛の宛名ラベルシール×2枚
通常再生	個人	1万円	500円×8枚+110円×（債権者数+20）	左記のとおり	お問い合わせください。	
	法人	1万円	500円×8枚+110円×（債権者数+20）	左記のとおり	お問い合わせください。	